



2024年2月29日

各 位

会社名 株式会社ペイロール  
代表者名 代表取締役社長 湯浅 哲哉  
(コード番号: 4489 東証グロース)  
問合せ先 取締役 影山 貴裕  
(TEL: 03-5520-1400)

## 臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会決議において、2024年5月上旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定について、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2024年3月18日（月曜日）を基準日（以下「本基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり本基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 2024年3月18日（月曜日）
- (2) 公告日 2024年3月4日（月曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社のホームページに掲載いたします。）

<https://www.payroll.co.jp/e-public-notice/top.html>

#### 2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

2024年1月24日付「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」及び同年2月22日付「(変更)『MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ』の一部変更のお知らせ」においてお知らせしましたとおり、株式会社TAアソシエイツジャパン1号（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者が2024年1月25日に開始した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立した場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、当社に対し、会社法第180条に基

づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を2024年5月上旬を目途に開催することを要請する予定とのことです。

当社は、上記の場合には当該要請が当社に対してなされる予定であることから、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。なお、本臨時株主総会を招集・開催する場合には、その開催日及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきまして、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、本公開買付けが成立しなかった場合には、当社は、本臨時株主総会の開催を行わず、本基準日についても利用しない予定です。

(注)「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。

- ① 2017年12月14日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第1回新株予約権(行使期間は2019年12月16日から2027年12月13日まで)
- ② 2017年12月14日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第2回新株予約権(行使期間は2019年12月16日から2027年12月13日まで)
- ③ 2017年12月14日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権(行使期間は2019年12月16日から2027年12月13日まで)

以 上